

平成 2 1 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 5 号

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正
について

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 2 7 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例

函館市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成 1 9 年函館市条
例第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 項ただし書中「平成 2 2 年 4 月 1 日」を「平成 2 2 年 1 月 1
日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行期日に係る規定が改正され
たことに伴い、規定を整備するため